# 京都府みどり認定マーク使用規程

京　都　府

（目的）

第１条

この規程は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号。以下「法」という。）に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）を京都府知事に提出し認定を受けた農林漁業者（以下「京都府みどり認定者」という。）が、別紙１に記載の「京都府みどり認定マーク」（以下「マーク」という。）を使用するに当たり、その適正な使用のために必要な事項を定めるとともに、適正な管理に努めることを目的とする。

（使用の申請等）

第２条

マークの使用を希望する京都府みどり認定者は、知事に使用申請書（別記様式第１号）及び誓約書（別記様式第２号）を提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定による申請があった場合には、申請の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときを除き、使用を承認するものとする。

（１）京都府の品位を傷付け、又は傷付けるおそれのあるとき。

（２）マークを第３条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれのあるとき。

（３）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

（４）消費者や利用者の利益を害すると認められるとき。

（５）その他知事が不適切であると判断したとき。

３　京都府みどり認定者は、京都府からのマークの使用承認通知書をもってマークを使用できるものとする。

４　第１項の申請は、京都府みどり認定者が団体の場合には、当該団体名で申請することができる。

５　申請者は、第１項の申請内容に変更が生じた場合には、変更した内容について遅滞なく、変更申請書（別記様式第１号）を知事へ提出し承認を受けなければならない。

６　第１項の申請者の情報（住所（市町村名）、氏名、認定番号、対象となる品目や取組。以下「情報等」という。）を府ホームページ等において公表するものとする。

（使用の態様等）

第３条

前条によりマークの使用承認を受けた者（以下「マークの使用者」という。）は、マークをシール、包装容器、包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に表示することができる。

２　マークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙１のとおりとし、みだりに改変することはできない。ただし、包装容器等のデザイン上、やむを得ない場合にはマークの色についてのみ、単色に変更することができる。

３　第１項のうち、シール、包装容器、包装箱、ポスター、チラシについては、実施計画に基づき生産された農林水産物及び環境負荷低減事業活動の取組にのみ使用することができる。

４　前項の規定により使用を行う場合は、次に掲げる事項をマーク近傍に表記しなければならない。また、別紙２に定めるマークに関する説明文の記載に努めなければならない。

（１）認定番号（第２条に基づき団体で申請した場合は、団体名でも可能。ただし、当該団体の問合せ先を併せて記載する。）

（２）「環境にやさしい○○を行っています」「環境にやさしい○○に取り組んでいます」「環境にやさしい○○をはじめました」「Kyoto Prefecture MIDORI certification： ○○ with reduced environmental impact」のいずれかの文字（○○内は別表の各分野のとおり）

５　マークの使用者は、マークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

６　マークの使用者は、マークのイメージを損なう使用をしてはならない。

７　マークの使用者は、第４条の使用期間を遵守しなければならない。

（マークの使用期間）

第４条

マークの使用期間は、実施計画の認定を受けている期間の範囲内とする。

（マークの使用料）

第５条

マークの使用料は無料とする。

（使用状況の報告）

第６条

マークの使用者は、毎年度、対象品目毎の出荷期間又は環境負荷低減事業活動の取組が終了したときは、遅滞なく、使用状況報告書（別記様式第３号）を知事へ提出するものとす

る。

（指導）

第７条

知事は、マークが適切に使用されるようマークの使用者に対して指導を行うものとする。

２　知事は、前項の指導のため、マークの使用者に対して必要な報告を求め、現地調査を行うことができる。

（承認の取消し等）

第８条

知事は、マークの使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認を取消しその他必要な措置を取ることを命じるとともに、マークの使用者の情報等を公表することができる。

（１）この使用規程に定める事項に違反し、不適切なマークの使用又は表示が認められる場合

（２）マークの表示に関する事故又は苦情等が発生した場合

（３）第６条に基づく使用状況報告書が提出されない場合

（４）第７条に基づく現地調査を拒否した場合

（５）その他、マークの信頼性を損ねる行為が認められる場合

２　前項の承認の取消しは、マークの使用承認取消通知書によりマークの使用者に通知するものとする。

３　前２項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以降、当該承認に係るマークの使用、表示等をしてはならない。

４　知事は、法に基づく実施計画の認定及びこの使用規程に基づく承認を受けずにマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を命ずるとともに、当該使用者からの申請に対し認定及び承認を行わないことができる。

（マークの著作権）

第９条

マークに関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、京都府に帰属する。

２　他者にマークとして誤認される類似の表示をしてはならない。

（責任の制限）

第 10 条

第８条の規定により、マークの使用承認を取消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

２　マークの使用者又は承認を受けずに使用した者は、マークによって第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、知事は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（書類の提出先）

第 11 条

この使用規程の規定に基づき知事に提出する書類の提出先は、別表のとおりとする。

（補則）

第 12 条

この使用規程に定めるもののほか、マークの使用に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和６年７月１９日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年１０月７日から施行する。

（別紙１）



（別紙２）

京都府みどり認定マークに関する説明文（日本語）

京都府みどり認定とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、農林漁業者が策定した環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を、京都府知事が認定するものです。

認定された実施計画に基づき生産された農林水産物や環境負荷低減事業活動の取組に京都府みどり認定マークを付しています。

京都府みどり認定マークに関する説明文（英語）

Kyoto Prefecture MIDORI Certification（京都府みどり認定）

The “Kyoto Prefecture MIDORI Certification” is a certification system under the Act on Promotion of Environmental Burden Reduction Business Activities for Establishing Environmentally Harmonized Food Systems. Under this system, the Governor of Kyoto Prefecture certifies either an Implementation Plan for Environmental Burden Reduction Business Activities or a Specified Implementation Plan for Environmental Burden Reduction Business Activities formulated by agricultural, forestry and fishery business operators.

This Kyoto Prefecture MIDORI Certification mark is awarded to agricultural, forestry and fishery products produced in accordance with the certified implementation plan, as well as to business activities undertaken to reduce environmental impact.

**（別表）**

書類の提出先

（別記様式第１号、第２号、第３号）

【環境負荷低減事業活動実施計画関連】

| 分　野<br>（英語表記） | 書類提出先の部署 |
|---|---|
| 農　業<br>（farming） | 住所又は主たる事務所の所在地を所管する<br>各農業改良普及センター |
| 畜産業<br>（livestock farming） | 農林水産部畜産課 |
| 林　業<br>（forestry） | 住所又は主たる事務所の所在地を所管する<br>各広域振興局森づくり振興課（京都乙訓地域以外）<br>京都林務事務所（京都乙訓地域） |
| 漁　業<br>（fishery） | 水産事務所 |

（備考）１　京都乙訓農業改良普及センターは、書類受取後、農産課へ進達する。

２　水産事務所は、書類受取後、水産課へ進達する。

【特定環境負荷低減事業活動実施計画関連】

| 分　野<br>（英語表記） | 書類提出先の部署 |
|---|---|
| 農　業<br>（farming） | 農林水産部農産課 |
| 畜産業<br>（livestock farming） | 農林水産部畜産課 |
| 林　業<br>（forestry） | 農林水産部林業振興課 |
| 漁　業<br>（fishery） | 農林水産部水産課 |

（別記様式第１号）

# 京都府みどり認定マーク使用（変更）申請書

年　　月　　日

京都府知事　　様

申請者
住　所
氏　名

京都府みどり認定マーク使用規程に基づき、次のとおりマークの使用を申請します。

記

| | |
|---|---|
| 認定番号 | |
| 対象となる品目や取組等 | □１号活動（品目名：　　）<br>□２号活動（取組名：　　）<br>（品目名：　　）<br>□３号活動（取組名：　　）<br>（品目名：　　） |
| マークの使用目的 | |
| マークの使用期間 | |
| マークの使用方法 | |
| 備　　考 | |

（添付資料）
使用予定マークのデザインがわかるもの（デザイン図等）

（備考）
１　申請者が法人又はその他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
２　申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。
３　対象となる品目や取組等の欄の□は、チェックが入る部分のみ記載すること。 品目名は、別表の各分野うち、農業のみ記載すること。 取組名は、環境負荷低減事業活動の取組名を記載すること。

（様式第２号）

京都府知事　　様

# 誓約書兼個人情報の取扱いに関する同意書

京都府みどり認定マーク使用を申請するに当たって、下記の事項について誓約いたします。

また、京都府が京都府みどり認定マークの情報発信のため、マークの使用者の情報等を京都府ホームページ等において公表することについて同意します。

記

１　京都府みどり認定マーク使用規程を遵守すること。

２　マークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うこと。

以上

年　　月　　日

住　所

氏　名　　印

（様式第３号）

# 京都府みどり認定マーク使用状況報告書

年　　月　　日

京都府知事　　様

申請者
住　所
氏　名

令和　　年度の京都府みどり認定マーク使用状況について、下記のとおり報告します。

記

| | |
|---|---|
| 認定番号 | |
| 対象となる品目や取組等 | □１号活動（品目名：　　）<br>□２号活動（取組名：　　）<br>（品目名：　　）<br>□３号活動（取組名：　　）<br>（品目名：　　） |
| マークの使用期間 | |
| マークの使用実績 | |
| 備　　考 | |

（添付資料）

使用状況がわかる写真（品目が多い場合は、うち１つで可）

（備考）

１　申請者が法人又はその他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

２　申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

３　対象となる品目や取組等の欄の□は、チェックが入る部分のみ記載すること。品目名は、別表の各分野うち、農業のみ記載すること。取組名は、環境負荷低減事業活動の取組名を記載すること。

# 京都府みどり認定マーク使用規程細則

京　都　府

１．　使用規程第１条で規定するマークは、マークの使用者の実施計画に基づき生産された農林水産物や当該農林水産物単体に調味料やその他の材料を一切添加せず加工したもの、環境負荷低減事業活動の取組にのみ使用できる。

　また、小売店等で販売するときにＰＲのために使用することができるが、「店舗等にある全ての農林水産物が京都府みどり認定者により生産されている」、「農林水産物の品質が保証されている」等の誤解を消費者等に与えないよう十分に注意して使用する。

２．　使用規程第３条の表示に当たっては、視認性を損なう大きさや色で使用することはできない。また、柄の上に重ねて使用したり、煩雑な文章や要素の近くで使用したりすることはできない。

３．　使用規程第３条第４項に定める近傍とは、容易に見つけることができる場所であり、必ずしもマークのすぐ横に記載する必要はない。

４．　使用規程第３条第４項（１）の認定番号については、第２条第３項の規定により団体が団体名で申請した場合に限り、認定番号に代えて、当該団体名を記載することができるものとする。

　ただし、当該団体の内容が分かるよう、当該団体のインターネットホームページのＵＲＬ又は問合せ先の電話番号をマークの近傍に記載しなければならない。

附　則

この細則は、令和６年７月１９日から施行する。

附　則

この細則は、令和６年１０月２４日から施行する。

附　則

この細則は、令和８年１０月７日から施行する。

＜表示の参考＞

## １．使　用　例

京都府みどり認定

京都〇第〇〇〇号
環境にやさしい
農業を行っています

京都府みどり認定とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、農林漁業者が策定した環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を京都府知事が認定するものです。認定された実施計画に基づき生産された農林水産物や環境負荷低減事業活動の取組に京都府みどり認定マークを付しています。

### ◎　団体名を使用する場合

京都府みどり認定

△△部会
URL：https://www.OO
環境にやさしい
農業を行っています

京都府みどり認定

□□グループ
TEL：012-345-6789
環境にやさしい
農業を行っています

京都府みどり認定

●●●営農組合
URL：https://www.OO
環境にやさしい
農業を行っています

京都府みどり認定とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、農林漁業者が策定した環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を京都府知事が認定するものです。認定された実施計画に基づき生産された農林水産物や環境負荷低減事業活動の取組に京都府みどり認定マークを付しています。

◎　英語表記を行う場合




京都〇第〇〇〇号
Kyoto Prefecture
MIDORI Certification:
Farming with reduced
environmental impact

Kyoto Prefecture MIDORI Certification（京都府みどり認定）

The “Kyoto Prefecture MIDORI Certification” is a certification system under the Act on Promotion of Environmental Burden Reduction Business Activities for Establishing Environmentally Harmonized Food Systems. Under this system, the Governor of Kyoto Prefecture certifies either an Implementation Plan for Environmental Burden Reduction Business Activities or a Specified Implementation Plan for Environmental Burden Reduction Business Activities formulated by agricultural, forestry and fishery business operators. This Kyoto Prefecture MIDORI Certification mark is awarded to agricultural, forestry and fishery products produced in accordance with the certified implementation plan, as well as to business activities undertaken to reduce environmental impact.

## ２．使用禁止例

・縦横比の変更
・規定以外の色の使用（なお、容器包装等デザインの関係でやむを得ない場合は、色についてのみ単色に変更して使用することができる。）
・書体の変更
・イラストだけの表示
・視認性を損なう画像や塗りと重ねた使用
・識別できない大きさでの使用
・マーク周辺での煩雑な文章や要素等の表示（説明及び必要認定番号等を除く。）

## ３．表示色規程

カラー再現

| | プロセスカラー | 特色 |
|---|---|---|
| GREEN | C80 Y100 | DIC 2558 |
| YELLOW GREEN | C40 Y100 | DIC 90 |




モノクロ再現

| | プロセスカラー | 特色 |
|---|---|---|
| BLACK | K80 | DIC 536 |
| GRAY | K50 | DIC 651 |

